

独立行政法人経済産業研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

「独立行政法人経済産業研究所役員給与規程」において、理事長は経済産業省独立行政法人評価委員会の業務実績に係わる評価結果(以下「評価結果」という。)を勘案し、業績給を支給することができる規定している。

理事長の業績給の額は、理事長として支給された本俸月額合計額を給与支給月数で除した額に100分の326を乗じて得た額に、以下に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	割合
AA評価	100分の100
A評価	100分の75
B評価	100分の50
C評価	100分の25
D評価	100分の0

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

本俸月額を1,165,493円から1,166,000円(平成23年度人事院勧告対応前)に改定した。

理事

新たに常勤理事の基準を設ける。
本俸月額は876,000円(平成23年度人事院勧告対応前)とし、
その他手当や賞与、業績給については法人の長と同じ。

理事(非常勤)

改正なし

監事

改正なし(基準なし)

監事(非常勤)

改正なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 2,849	千円 0	千円 2,849	千円 0 ()		3月31日	*※
法人の長	千円 19,209	千円 13,992	千円 3,468	千円 1,679 (特別都市手当) 70 (通勤手当)	4月1日		
理事	千円 14,461	千円 10,512	千円 2,606	千円 1,261 (特別都市手当) 82 (通勤手当)	4月1日		◇
理事 (非常勤)	千円 150	千円 150	千円	千円 ()		3月31日	*
監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
監事A (非常勤)	千円 2,350	千円 2,350	千円 0	千円 0 ()			
監事B (非常勤)	千円 205	千円 200	千円 0	千円 5 (通勤手当)		4月14日	*
監事C (非常勤)	千円 1,750	千円 1,750	千円 0	千円 0 ()	4月15日		

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注2:その他の「特別都市手当」とは、地域手当のことであり常勤役員に支給される。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 9,906	年 5	月 8	3月31日	1.0	支給額は役員給与規程に基づき、独立行政法人評価委員会での評価後の業績勘案率を乗じて得た額である。	*※
理事	千円 該当者なし	年	月				
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月				
監事	千円 該当者なし	年	月				
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月				

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画に掲げた常勤役職員の人件費の「5年間で5%以上の削減(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く)」を達成すべく、任期付職員や非常勤職員等の流動的な雇用形態を活用し、業務の効率化を図ることにより人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準については、職員の当研究所での勤務実績を考慮し、社会一般情勢及び国家公務員の給与水準に適合するよう決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
5年間という限られた期間において、当研究所に課された中期目標を効果的かつ効率的に達成すべく、常勤職員を対象とした目標管理型の人事評価制度を導入しており、職員の勤務実績が公平に評価され、その結果が職員の処遇に適切に反映される仕組みとなっている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	特に優れた業績結果を残したと評価された職員については、特別賞与(10又は20万円、研究者は最高50万円まで)を支給することが可能。
本俸 (査定分)	業績結果に応じて次年度の契約更新時、または待遇条件改訂時に本俸を維持または増額。他方、業績結果が極めて不十分と評価されたものについては、次年度の契約更新を行わない場合もある。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

23年度国家公務員給与改定に準じ、高位等級の月例給引下げ<平均0.22%(若年層は据え置き)>、昨年度に引き続き55歳を超える職員については俸給及び特別調整額の1.5%引下げを行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

(年俸制適用者以外)

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 5	歳 53.1	千円 9,766	千円 7,392	千円 166	千円 2,374
事務・技術	人 5	歳 53.1	千円 9,766	千円 7,392	千円 166	千円 2,374

任期付職員	人 21	歳 43.9	千円 5,613	千円 4,316	千円 194	千円 1,297
事務・技術	人 20	歳 43.5	千円 5,476	千円 4,114	千円 203	千円 1,362
民間からの出向者	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:民間からの出向者は該当者が1名で、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、

平均年齢以下については記載しない。

注2:各区分において、研究職種、医療職種(病院医師、病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)は該当者がいないため省略している。

注3:再任用職員、在外職員は該当者がいないため、当該欄を省略している。

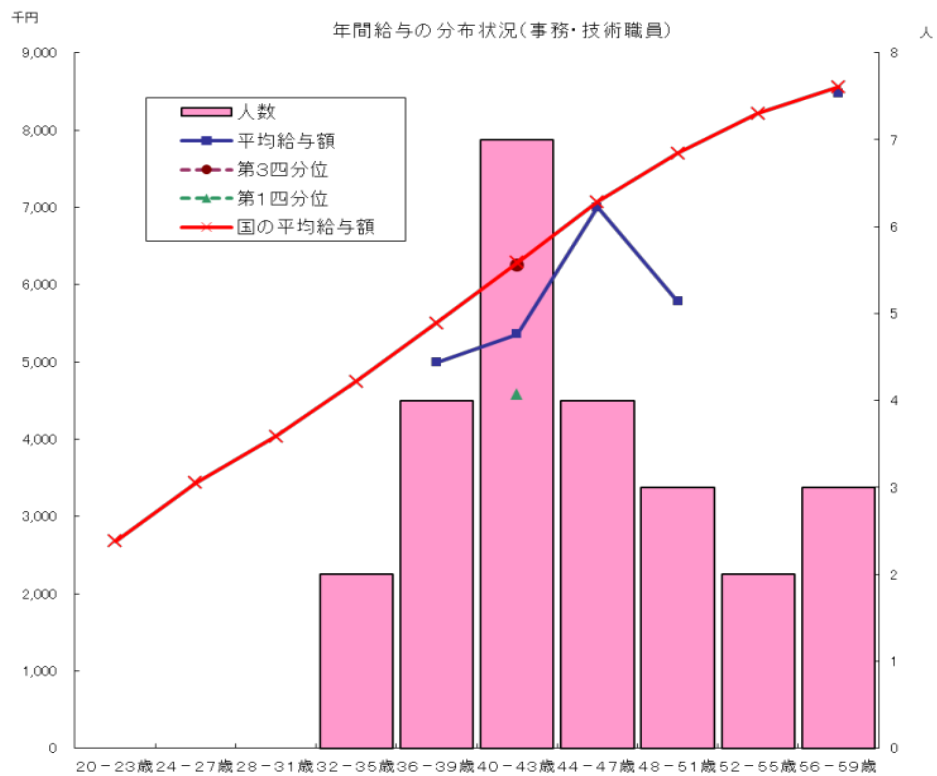
(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	人 7	歳 40.2	千円 8,379	千円 6,282	千円 160	千円 2,097
研究職種	人 7	歳 40.2	千円 8,379	千円 6,282	千円 160	千円 2,097

注1:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員は該当者がいないため、当該欄を省略している。

注2:各区分において、事務・技術、医療職種(病院医師、病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)は該当者がいないため省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:32-35歳、52-55歳の年齢層については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。

注3:40-43歳以外の年齢層については該当者が4名以下のため、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

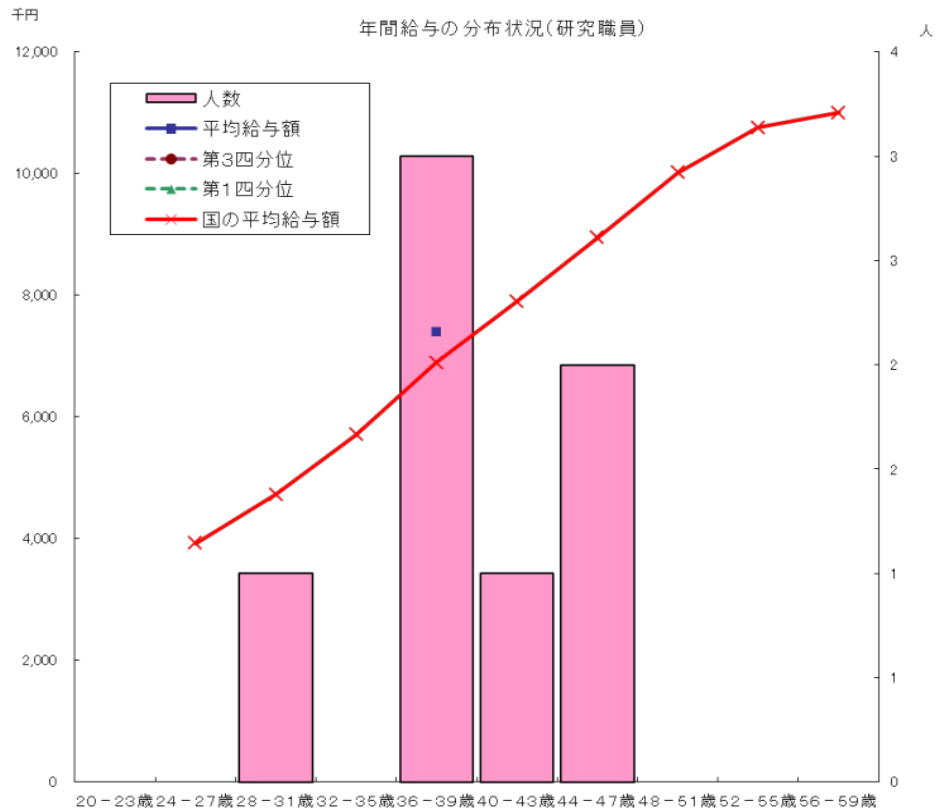
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
ディレクター	-	-	-	-	-	-	-
副ディレクター	4	55.0	-	10,000	-	-	-
マネージャー	4	46.0	-	6,790	-	-	-
チーフ	2	-	-	-	-	-	-
スタッフ	15	42.9	4,579	5,003	5,003	5,447	

注1:ディレクターは本部部長職、副ディレクターは本部副部長職、マネージャーは本部課長職、チーフは本部係長職、スタッフは本部課員に相当する。

注2:チーフについては該当者が2名以下で当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下を記載しない。

注3:副ディレクター、マネージャーについては該当者が4名以下であるため、第1・第3四分位を記載しない。



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:28-31歳、40-43歳、44-47歳の年齢層については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額については表示していない。
 注3:すべての年齢層について該当者が4名以下のため、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
上級研究員	1	-	-	-	-
研究員	6	39.7	5,844	8,058	8,844

注1:上席研究員については該当者が1名で、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下については記載しない。
 注2:上席研究員、研究員には管理職は存在しない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)(任期付職員、年俸制職員を除く)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		スタッフ	スタッフ	マネージャー /チーフ	副ディレクター /マネージャー	副ディレクター	ディレクター
人員 (割合)	5 人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		歳 }	歳 }	歳 }	59 } 45	歳 }	歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 8,230 } 6,076	千円 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 }	千円 }	千円 10,970 } 8,002	千円 }	千円 }

注:5級については該当者が2名以下で当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下については記載しない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)(任期付職員のみ)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		スタッフ	スタッフ	マネージャー /チーフ	副ディレクター /マネージャー	副ディレクター	ディレクター
人員 (割合)	20 人 (%)	人 (%)	14 (70.0%)	6 (30.0%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		歳 }	57 } 34	49 } 39	歳 }	歳 }	歳 }
所定内給与年額(最高～最低)		千円 }	千円 4,700 } 2,878	千円 5,041 } 3,855	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 6,257 } 3,938	千円 6,701 } 5,339	千円 }	千円 }	千円 }

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(研究職員)(年俸制任期付職員のみ)

区分	計		
標準的な職位		上席 研究職員	研究職員
人員 (割合)	7 (100%)	1 (14.3%)	6 (85.7%)
年齢(最高～最低)		}	47 } 29
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 }	千円 8,558 } 4,138
年間給与額(最高～最低)		千円 }	千円 11,468 } 5,500

注:上席研究職員については該当者が2名以下で当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下については記載しない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 96.6	% 98.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 0	% 3.4	% 1.8
	最高～最低	% 0.0～0.0	% 27.5～0.0	% 16.5～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 91.7	% 95.5
	査定支給分(勤勉相当)	% 0	% 8.3	% 4.5
	最高～最低	% 0.0～0.0	% 22.8～0.0	% 13.5～0.0

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 92.4	% 95.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 0	% 7.6	% 4.1
	最高～最低	% 0.0～0.0	% 26.9～0.0	% 16.0～0.0

注:上席研究員、研究員には管理職は存在しない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／ 研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.8

対他法人(事務・技術職員)

85.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

対国家公務員(研究職)

112.4

対他法人(研究職員)

110.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○比較対象職員の状況

①事務・技術職員

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の事務・技術5人及び
任期付職員欄の事務・技術職員20人 計25人
25人の平均年齢45.4歳、平均年間給与額 6,334千円

②研究職員

①表(職種別支給状況)の年俸制の任期付職員欄の研究職種7人 計7人
7人の平均年齢40.2歳、平均年間給与額 8,379千円

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	90.8
	参考	地域勘案 78.8
		学歴勘案 87.3
	地域・学歴勘案 75.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当しない	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.61 % (国からの財政支出額1,503,310,094円、支出予算の総額1,509,125,138円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 国に比べて給与水準は高くなっておらず、昨年度(22年度)に比べて、指数は93.3から90.8と減少した。	
	【主務大臣の検証結果】 事務・技術職員の給与水準については、対国家公務員指数を9.2ポイント、地域・学歴勘案では24.2ポイント下回っており、適切なものと判断している。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
	【検証結果】 該当しない	
講ずる措置	第2期中期計画に掲げた常勤役職員の人件費の「5年間で5%以上の削減」への取り組みを、第3期中期計画では平成23年度まで継続することとした。 国家公務員においては平成23年度も、3等級相当以上の者(研究員及びシニアのマネージャー以上の事務職員)について、昇給幅を半分程度に抑制。	

○研究職員

項目	内容										
指数の状況	<table border="1"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>112.4</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>108.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>112.1</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>108.3</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	対国家公務員	112.4	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>108.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>112.1</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>108.3</td> </tr> </table>	地域勘案	108.4	学歴勘案	112.1	地域・学歴勘案	108.3
対国家公務員	112.4										
参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>108.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>112.1</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>108.3</td> </tr> </table>	地域勘案	108.4	学歴勘案	112.1	地域・学歴勘案	108.3				
地域勘案	108.4										
学歴勘案	112.1										
地域・学歴勘案	108.3										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当研究所は、わが国の産業政策のあり方について学術的に裏付けされた質の高い政策研究・提言を行うことを理念とする政策研究機関であり、国内外の優秀な研究者を確保する必要がある。研究員は任期付年俸制であること(永続的な雇用を保証していないこと)及び退職金を支給しないこと、過半が博士号保有者であること等から、高めの水準となっている。しかしながら、研究員の新陳代謝により、平成23年度の指数は昨年度(平成22年度)と比べて124.1から112.4と減少した。</p>										
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.61 % (国からの財政支出額1,503,310,094円、支出予算の総額1,509,125,138円：平成23年度予算)</p> <p>【支払総額に占める給与・報酬等支給総額の割合について】 390,553,148円/1,292,717,093円=30.2% (前年比3.3%)</p> <p>【管理職の割合について】 研究職員に管理職は存在しない。</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合について】 100 % (なお、博士号保有者の割合 71.4%)</p> <p>【検証結果】 研究員の年俸額については、研究職員等給与規程(下記「参考」参照)に定める諸要因を総合的に考慮して決定しているものであり、給与水準は適切なものと判断している。日本を含む先進国における標準的な賃金関数の推計結果によれば、他の条件を一定とした上で教育年数1年の追加が賃金に及ぼす効果は5%~10%であり(Blundell et al, 1999; 小塩, 2002等)、博士号保有者の賃金水準は学部卒に比べて25~50%高いというのが先進国の「国際標準」である。また、雇用保障がないことに対する適正な補償賃金は10%~20%である(経済産業省調査)。これらから考えて、当研究所の研究職員に対する給与水準は妥当なものと考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 経済産業研究所は、我が国の産業政策のあり方について、学術的に裏付けされた質の高い政策研究・提言を行うことを理念とする政策研究機関であり、国内外の優秀な研究者を確保する必要がある。研究員は任期付年俸制であること(永続的な雇用を保証していないこと)及び退職金を支給しないこと、過半が博士号保有者であること等から、高めの水準となっている。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)</p> <p>【検証結果】 該当しない</p>										
講ずる措置	<p>平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 120程度 給与水準是正の目標水準 120程度 給与水準是正の具体的期限 平成24年度</p> <p>当研究所の研究職員は少数であり、かつ、流動的な雇用形態を採用しているため、その採用状況によって年度毎に給与水準の変動が大きい。平成23年度の指数(112)が平成22年度の指数(124)よりも相当に低くなっているのは、23年度に上席研究員が立て続けに退職し、その代わりに、国際レベルの外国人研究者を採用したが、年度の途中であったため、指数の算定上は含まれていないためである。これは、研究者の入れ替わりによる一時的な状況であり、平成24年度には平成22年度までの従来の水準程度に戻ることが想定される。</p> <p>第2期中期計画に掲げた常勤役職員の人件費の「5年間で5%以上の削減」への取組みを、第3期中期計画では平成23年度まで継続することとした。 国家公務員においては平成23年度も、3等級相当以上の者(研究員及びシニアのマネージャー以上の事務職員)について、昇給幅を半分程度に抑制。</p>										

当法人は、政策研究・提言活動を効果的・効率的に行う観点から、人的資源についても研究所のパフォーマンスが向上するよう様々な手法を導入している。具体的には研究員については任期付採用、外部兼任研究者等の手法を活用すること、事務職員についても民間のスペシャリストを登用することを基本方針としている。
この方針に則り、実際にも事務職員、研究職員ともに原則任期付任用とするとともに、研究員については年俸制としている。

研究員については、その年俸額は下記の諸要因を総合的に考慮して決定している。

参考: 研究員の年俸決定時の考慮要因(研究職員等給与規程第2条第2項)

- 契約締結に当たっては、研究員等の年俸は①個人の専門能力、経験、研究成果、②学位の有無、③担当する職務の複雑・困難、責任の度、④組織への貢献期待度、⑤現在別組織に既に雇用されている場合、当研究所に移ることによって発生するリスクに対する補償額、⑥当研究所の研究環境を享受することによって本人が受ける便益、⑦研究市場において、本人と同様の状況にある研究者のとのバランス等を考慮して定めるものとする。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	390,553	367,063	23,490	(6.4)	—	—
退職手当支給額 (B)	11,419	1,711	9,708	(567.4)	—	—
非常勤役職員等給与 (C)	341,445	383,433	△ 41,988	(△11.0)	—	—
福利厚生費 (D)	47,574	44,116	3,458	(7.8)	—	—
最広義人件費 (A+B+C+D)	790,991	796,323	△ 5,332	(△0.7)	—	—

総人件費について参考となる事項

- ・最広義人件費が0.7%減となっている一番の要因は非常勤役職員等給与であり、対前年度比11.0%減となっている主な理由は、中期計画期間の初年度であったため、研究論文及び通商産業政策史原稿の謝金・原稿料支払いが前年より減ったことによるものである。

〈「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組み状況〉

- ①中期目標(平成23年度～平成27年度)に示された人件費削減の取組に関する事項
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく取組を、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、平成23年度まで継続する(6年間で6%以上の削減)。
- ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
中期目標と同様の取り組みを行う。

【主務大臣の検証結果】

総人件費削減の進捗については、流動的な雇用人材の活用や人員配置の工夫により目標達成に向けて堅調に推移しており、24年度も前年に引き続き努力を継続する。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	444,806	449,553	413,940	405,336	370,007	367,063	390,553
人件費削減率 (%)		1.1	△ 6.9	△ 8.9	△ 16.8	△ 17.5	△ 12.2
人件費削減率(補正值) (%)		1.1	△ 7.6	△ 9.6	△ 15.1	△ 14.3	△ 8.8

(注)1 「人件費削減率(補正)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

なお、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

(注)2 平成17年度を基準とした、平成18年度から平成22年度までの5年間で5%削減した額(422,566千円)に、平成22年度末の削減対象人件費の範囲から除かれていた戦略重点従事者に係る額(0円)を加えた額から、1%削減した額(418,340千円)に対し、平成23年度の給与、報酬等の支給総額(390,553千円)は、6.6%の削減となっている。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで以下のとおり国家公務員の給与見直しの内容と同等の措置を講ずることとした。

- 役員報酬について

常勤役員は報酬の9.77%削減、非常勤役員は報酬の5%削減を実施することとした。

- 職員給与について

常勤職員の俸給月額を俸級に基づきそれぞれ9.77%、7.77%、4.77%削減、職務手当は10%削減、地域手当・超過勤務手当は減額後の俸給月額で計算することとし、賞与については一律9.77%削減を実施することとした。